

米ドル建特殊養老保険 **無配当**



- ◆この保険は米ドル建です。保険料や保険金を円に換算する場合、為替相場の変動によるリスクが発生する場合があります。
- ◆この保険のご提案にあたっては、お客さまの知識・経験・財産の状況・生命保険への加入目的などを事前にお伺いします。

特長

貯蓄と保障を同時に確保できます。

保険期間中に死亡・高度障害状態になられたときは死亡保険金または高度障害保険金を、無事に満期をむかえられたときは基本保険金額の2倍の満期保険金をお支払いします。

米ドル建の保険です。

この保険は米ドル建です。保険料は円に換算してお払い込みいただき*、保険金・解約返戻金等は米ドルか円のいずれかから選択してお受け取りいただけます。

*全期前納の場合には、米ドルで保険料を払い込むこともできます。

為替リスクがあります。

保険料を円で払い込む場合や、保険金・解約返戻金等を円で受け取る場合は、為替相場の変動によりその金額が変動(増減)します。



為替相場の変動により、円で受け取る保険金額や解約返戻金額等が、円で払い込んだ保険料の合計金額を下まわる場合があります、損失が生じるおそれがあります。

■詳細についてはP.3「為替リスクと為替相場の変動について」をご覧ください。

保険期間の後半から保険金額が逦増します。

死亡・高度障害保険金は、保険期間のうち前半はご契約時に定めた基本保険金額のまま推移し、後半は保険金額が基本保険金額の2倍に達するまで毎年増加します。

保険料の高額割引制度があります。

基本保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

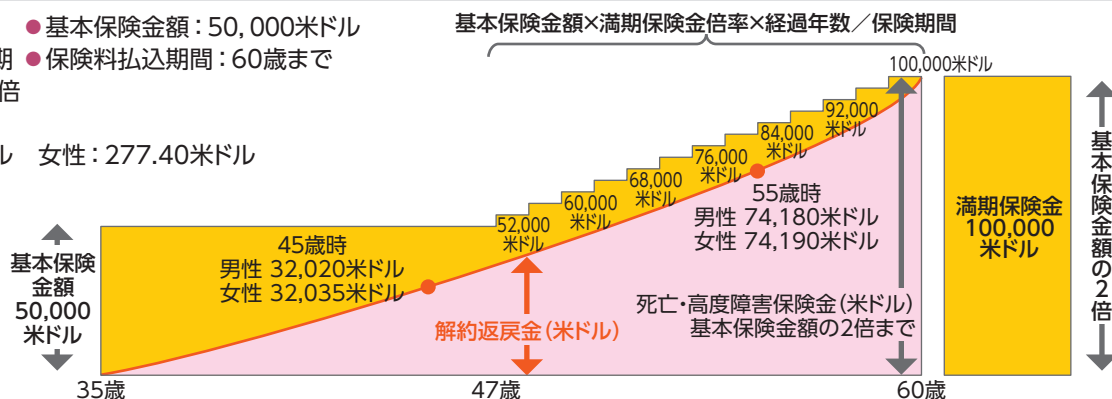
契約者貸付をご利用いただけます。

■詳細については最終ページをご覧ください。

仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 基本保険金額：50,000米ドル
- 保険期間：60歳満期
- 保険料払込期間：60歳まで
- 満期保険金倍率：2倍
- 個別扱月払保険料
男性：278.95米ドル 女性：277.40米ドル



保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
満期保険金	保険期間満了時まで生存していたとき	満期保険金受取人

■いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

米ドル建特殊養老保険 **無配当** ご契約時に付加していただく特約

各特約の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

円換算払込特約

特長

保険料は円でお支払いいただけます。

米ドル建の保険料を円に換算してお支払いいただけるよう、ご契約時にこの特約を付加していただけます。

この特約は必ず付加していただけます。また、この特約のみを解約することはできません。

この特約の保険料は必要ありません。

この特約の特約保険料を払い込む必要はありません。

換算基準日と為替レート 円に換算する基準となる日(換算基準日)は、主に以下のとおりです。

対象	換算基準日	為替レート
第1回保険料(責任開始期に関する特約なし)	当社が領収する日	当社所定の為替レート
保険料前納金		
契約者貸付金・自動振替貸付金を返済する場合の元利金		
第1回保険料(責任開始期に関する特約あり)・第2回以後の保険料	当社が領収する日*の属する月の1日	
保険料口座振替特約を付加している場合の保険料	口座振替日の属する月の1日	

*第1回保険料の払込猶予期間中に第1回保険料を領収したときは、「当社が領収する日」は、「第1回保険料の払込猶予期間の初日(1日)」と読み替えます。

- 換算基準日が当社の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。
- 円に換算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入します。

円換算支払特約

特長

保険金・解約返戻金等は米ドルでも円でもお受け取りいただけます。

この特約を付加することにより、保険金・解約返戻金等のお受け取りを米ドルか円のいずれかから選択できます。

この特約は必ず付加していただけます。また、この特約のみを解約することはできません。

この特約の保険料は必要ありません。

この特約の特約保険料を払い込む必要はありません。

換算基準日と為替レート 円に換算する基準となる日(換算基準日)は、主に以下のとおりです。

対象	換算基準日	為替レート
死亡保険金・高度障害保険金	必要な書類が当社に到着した日	当社所定の為替レート
解約返戻金		
契約者貸付の際の貸付金	必要な書類が当社の本社に到着した日	
満期保険金	満了日の前営業日または必要な書類が当社に到着した日のいずれか遅い日	

- 換算基準日が当社の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。
- 円に換算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、四捨五入します。



為替リスクと為替相場の変動について

- ◆ 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。米ドル建の保険を円でお取り扱いする場合には、為替リスクがあります。
- ◆ この保険は保険料、保険金や解約返戻金等を米ドルでお取り扱いしており、米ドルを円に交換する際には為替相場の変動の影響を受けるため、保険料、保険金や解約返戻金等が変動(増減)します。
- ◆ 為替相場の変動により、受け取る保険金や解約返戻金等の円換算金額が、ご契約時における保険金や解約返戻金等の円換算金額を下まわる場合や、円で受け取る保険金や解約返戻金等の金額が、円で払い込んだ保険料の合計額を下まわる場合があるため、損失が生じる可能性があります。
- ◆ この保険に関する為替リスクは保険契約者または受取人に帰属します。

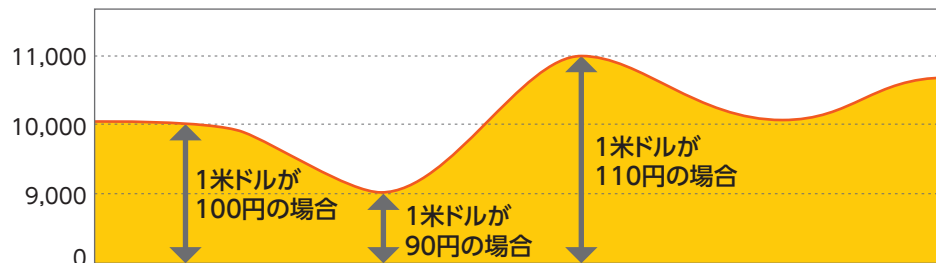
① 保険料のお払い込みについて

保険料を円でお払い込みいただく場合、円換算の保険料は、当社所定の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。

〈例〉月払保険料: 100米ドルの場合

	ご契約時	2回目	3回目	…
当社所定の為替レート(1米ドルあたり)	100円	90円	110円	…
円換算の保険料	10,000円	9,000円	11,000円	…

円換算保険料(単位:円)



(ご契約時)

上記の当社所定の為替レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、為替レートが90円を下まわることも、110円を上まわることもあります。

- お払い込みいただく円換算保険料が確定したら、保険料払込当月の20日ごろに「外国通貨建保険 口座振替保険料のご案内」を郵送いたします。なお、お客さまWEBサービスにご登録いただいたお客さまには、郵送に代わりEメールにてご案内いたします。

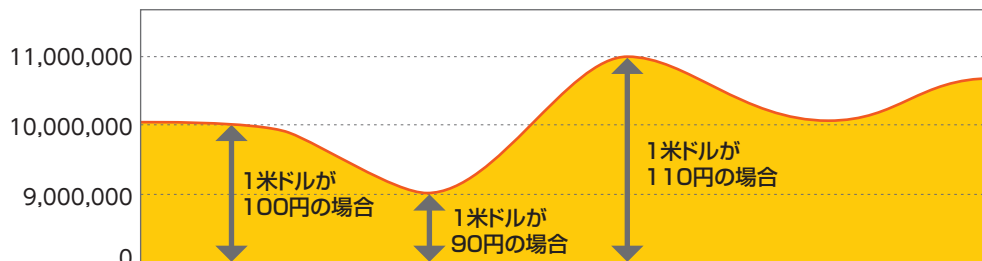
② 保険金・解約返戻金等のお受け取りについて

保険金・解約返戻金等を円で受け取る場合、当社所定の為替レートの変動に応じて金額が変動(増減)します。

〈例〉保険金額: 100,000米ドルの場合

	100円	90円	110円	…
当社所定の為替レート(1米ドルあたり)	100円	90円	110円	…
円換算の保険金額	10,000,000円	9,000,000円	11,000,000円	…

円換算保険金額(単位:円)



(ご契約時)

上記の当社所定の為替レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、為替レートが90円を下まわることも、110円を上まわることもあります。

- 保険金・解約返戻金等を米ドルで受け取る場合は、米ドルを受領できる口座を準備していただく必要があります。
- 保険金は米ドル建で据え置くこともできます(円建の据え置きはできません)。



米ドル建特殊養老保険の払込保険料累計額と 解約返戻金額および死亡・高度障害保険金額の関係

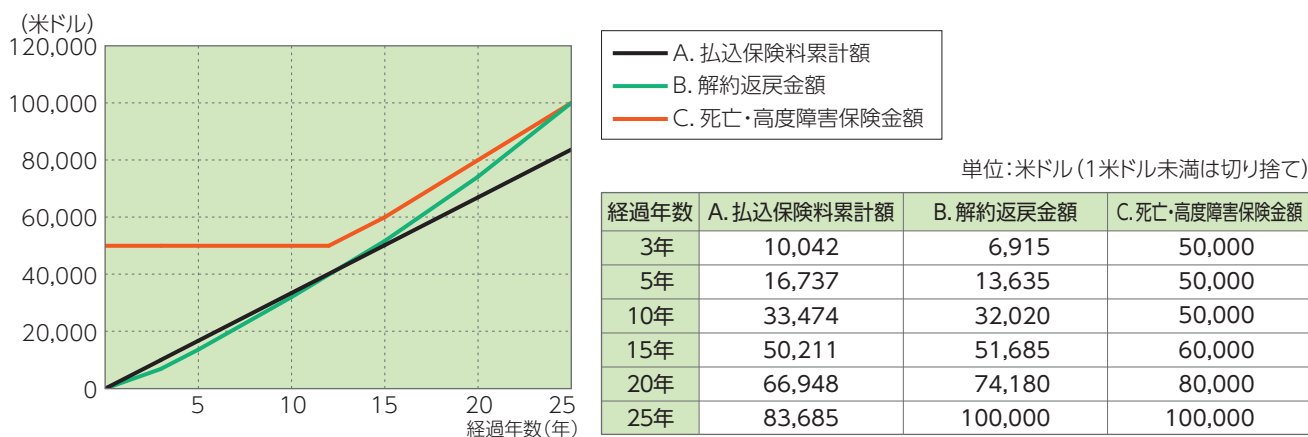
以下のグラフと表は、円換算払込特約および円換算支払特約における当社所定の為替レートがそれぞれ次のように推移したと仮定して計算したもので、当社所定の為替レートの上限または下限を示すものではありません。なお、実際の金額は、各換算基準日の当社所定の為替レートにもとづいて計算されます。

- ①円安傾向が常に継続した場合(当社所定の為替レートを初年度1米ドル=100円とし、保険年度ごとに50銭ずつ上昇したと仮定)
- ②ご契約時の当社所定の為替レートが、常に一定(1米ドル=100円)で継続した場合
- ③円高傾向が常に継続した場合(当社所定の為替レートを初年度1米ドル=100円とし、保険年度ごとに50銭ずつ下降したと仮定)

〈ご契約例〉

- 米ドル建特殊養老保険
- 被保険者：35歳 男性
- 保険期間：60歳満期
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別扱月払保険料：278.95米ドル
- 基本保険金額：50,000米ドル
- 満期保険金倍率：2倍

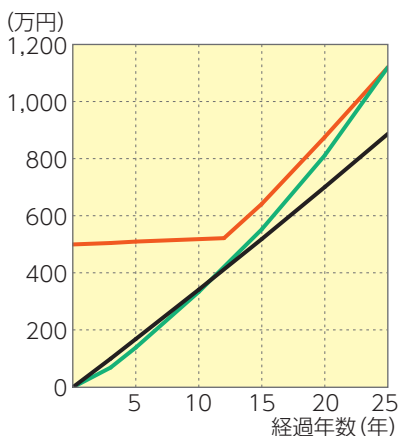
(1) 米ドル建の金額



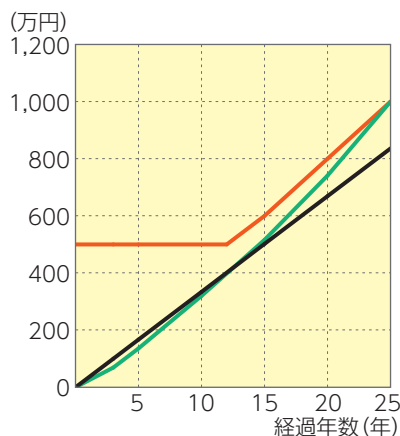
(2) 円換算金額

①円安傾向

(為替レートが毎年50銭上昇)

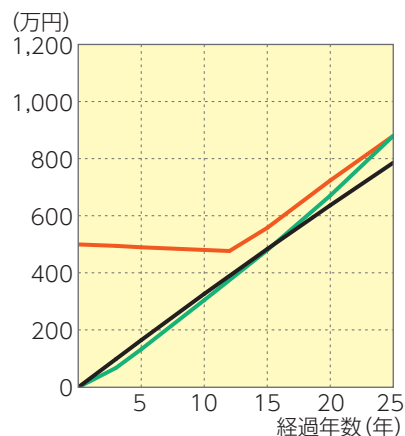


②為替レート一定



③円高傾向

(為替レートが毎年50銭下降)



単位：万円(万円未満は切り捨て)

経過年数	①円安傾向(為替レートが毎年50銭上昇)			②為替レート一定			③円高傾向(為替レートが毎年50銭下降)		
	A. 払込保険料累計額	B. 解約返戻金額	C. 死亡・高度障害保険金額	A. 払込保険料累計額	B. 解約返戻金額	C. 死亡・高度障害保険金額	A. 払込保険料累計額	B. 解約返戻金額	C. 死亡・高度障害保険金額
3年	100	69	505	100	69	500	99	68	495
5年	169	139	510	167	136	500	165	133	490
10年	342	334	522	334	320	500	327	305	477
15年	519	553	642	502	516	600	484	480	558
20年	701	812	876	669	741	800	637	671	724
25年	887	1,120	1,120	836	1,000	1,000	786	880	880



諸費用について

保険関係費用

保険契約の締結・維持および保障に必要な費用(以下、「保険関係費用」)を保険料や責任準備金から控除します。なお、保険関係費用は、被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示することができませんのでご了承ください。

〔解約・減額をした場合〕

第10保険年度の保険料がすべて充当される前、かつ保険料払込期間中に保険契約を解約・減額された場合、解約控除費用を責任準備金から控除します。

米ドルの取扱にかかる費用

〔円で保険料をお払い込みいただく場合や、円で保険金・解約返戻金等をお受け取りになる場合〕

使用する当社所定の為替レートには、為替手数料(0.01円/1米ドル)が含まれます(2018年4月現在)。なお、為替手数料は、将来変更する可能性があります。

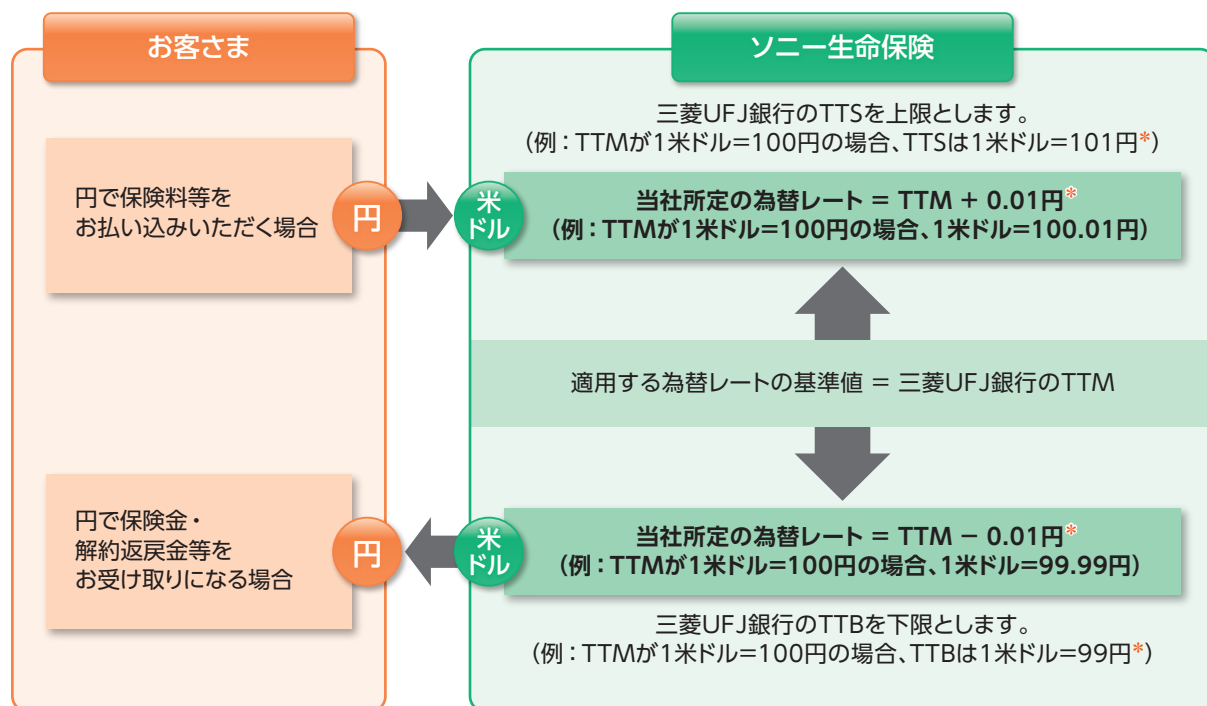
〔米ドルで保険料をお払い込みいただく場合(全期前納)や、米ドルで保険金・解約返戻金等をお受け取りになる場合〕

ご利用される金融機関により、各種手数料が別途必要になる場合があります。各種手数料の金額やお支払い等について詳しくは、ご利用の金融機関にご確認ください。



為替レートについて

- ◆米ドル建の保険料等を円に換算して払い込む場合の当社所定の為替レートと、保険金・解約返戻金等を円で受け取る場合の当社所定の為替レートは異なります。当社所定の為替レートは、以下のとおり当社が指標とする銀行(三菱UFJ銀行*)の為替レートにより決定します。
- ◆円換算払込特約の当社所定の為替レートは、三菱UFJ銀行*のTTSを上まわらない範囲で決定します。
- ◆円換算支払特約の当社所定の為替レートは、三菱UFJ銀行*のTTBを下まわらない範囲で決定します。



TTS (対顧客電信売相場)	銀行がお客さまに外貨を売る(円を外貨に交換する)ときに用いる為替レート
TTM (対顧客電信相場の仲値)	銀行がお客さまに為替を売買する際の基準レート
TTB (対顧客電信買相場)	銀行がお客さまから外貨を買う(外貨を円に交換する)ときに用いる為替レート

■ TTSまたはTTBについて1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

* 2018年4月現在。将来変更する可能性があります。



ご契約に際して

契約年齢の範囲

◆0歳～78歳

●契約年齢によって保険期間・保険料払込期間は異なります。

取扱保険金額

◆基本保険金額:1万米ドル～500万米ドル未満または円に換算*して7億円以下のうち低い金額

*円に換算する際は当社所定の為替レートを使用します。

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

契約者貸付

◆解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

●契約者貸付金を円でお受け取りの場合、契約者貸付金の元利金をご返済*いただく場合は、為替相場の変動により、契約者貸付金やご返済いただく契約者貸付金の元利金が増減(増減)します。

*ご返済は円のみのお取り扱いとなります。

保険料の自動振替貸付

◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。

●あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

●為替相場の変動により、ご返済*いただく貸付金の元利金が増減(増減)します。

*ご返済は円のみのお取り扱いとなります。

払済保険への変更

◆以後の保険料のお払い込みを中止して、死亡保険金額、高度障害保険金額および満期保険金額を同額とする米ドル建の払済保険に変更できます。

◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。保険金額は少なくなります。保険期間は変更前と同じです。なお、変更後の保険金額は遡増しません。

延長保険への変更

◆以後の保険料のお払い込みを中止して、死亡・高度障害状態を保障する保険料払込済の米ドル建の定期保険に変更できます。

◆変更後の保障内容は、死亡保険金と高度障害保険金のみとなります。保険金額は変更時の死亡・高度障害保険金と同額で、遡増しません。

◆変更後の保険期間は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。算出した保険期間が変更前のご契約の満期日を超える場合は変更前の満期日までとし、保険期間満了時に生存されていたときに、生存給付金をお支払いします。

●生存給付金額が延長保険の保険金額を超える場合は変更できません。

年金でのお受け取り

◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金*でお受け取りすることができます。

*年金は円でのお受け取りになります。

満期保険金の税金について(ご契約者が個人の場合)

◆ご契約者と満期保険金受取人が同一人の場合、満期保険金は一時所得として他の所得と合算のうえ、総合課税されます。

課税対象額＝

$$(\text{満期時受取額}^{*1} - \text{既払込保険料}^{*2} - \text{特別控除50万円}) \times 1/2$$

(2018年2月現在の税制による、他に一時所得がない場合の例)

*1 円でお受け取りの場合は、その金額で計算します。米ドルでお受け取りの場合は、税法上の換算基準日の換算時為替レートで円に換算した金額で計算します。

*2 円でお払い込みの場合は、その金額で計算します。米ドルでお払い込みの場合は、領収日(当社が保険料を受領した日)の換算時為替レートで円に換算した金額で計算します。

●ご契約者が法人の場合の保険料の経理処理の詳細については、当社パンフレット「法人契約 経理と税務のご案内」をご参照ください。また、個別の取扱の詳細については、所轄の国税局・税務署などにご確認ください。

ご契約時に付加していただく特約

円換算払込特約 円換算支払特約

付加できる特約

リビング・ニーズ特約(04)

5年ごと利差配当付年金支払特約

●特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。